

(1)事業の概要等

令和6年度 事務事業評価シート

事業番号		Z3301		事務事業名		納税推進事業			事業期間		昭和63年度以前		～		令和8年度以降			
実施計画事業																		
実施計画事業以外の事業		○		担当部		総務部			担当課・担当係		収税課		収税係					
事業の概要	小牧市まちづくり推進計画(R5年～R8年)	自治体経営編	基本 施策	33	展開 方向	1	事業・予算区分	一般事業	款	2	項	2	目	4	大	3	中	1
	根拠法令・個別計画	地方税法、小牧市市税条例						対象 (何・誰を対象に)		納税義務者								
	目的 (何のために)	より多くの自主財源を確保するため、市税等の納付の方法と機会を充実するとともに、より徹底した徴収業務に取り組み、収納率を向上させる。						内容 (どのような方法で)		○令和5年度の実施内容 令和2年度から導入している「PayB」「PayPay」「LINEPay」を利用したキャッシュレス決済に加え、地方税共通納税システムの税目拡大により、令和5年度から固定資産税・都市計画税、軽自動車税が地方税お支払いサイトから多様な決済手段で納付できるようになった。 引き続き納付環境の整備や、効果的な徴収方法及び体制を検討しつつ、収入未済額の回収に努め、収納率の向上に取り組んでいく。								

(2)事業費

事業費	項目			単位等	R2	R3	R4	R5	R6
	直接経費	決算額	財源	一般財源	千円	3,981	2,407	2,909	1,172
国・県支出金				3,524		3,524	3,524	7,000	
その他									
計(A)			7,505	5,931		6,433	8,172		
対前年比		%	—	79.03%	108.46%	127.03%			
	予算額		千円	9,032	7,539	8,265	9,407	11,507	
人件費	正規職員		人	7	8	7	7		
	正規職員(平均賃金)		千円	52,402	59,888	52,402	52,402		
	その他職員		人	10	10	11	11		
	その他職員(時給×時間)		千円	17,659	18,304	18,097	18,097		
	計(B)		千円	70,061	78,192	70,499	70,499		
事業費合計(C=A+B)				千円	77,566	84,123	76,932	78,671	

(3)業績

展開方向における指標の推移	基本施策	33	指標名		単位	方向性	基準値	R5	R6	R7	R8
			1	市税収納率	%	↗	96.6	97.4			
			2								
	展開方向	1	3								

指標	指標ほか		単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	成果指標	市税滞納繰越分調定額	千円	目標	-	-	-	-	852,270
				実績	1,022,295	1,214,707	996,317	873,390	
	活動指標	口座振替利用者率	%	目標	34.0	34.0	34.0	34.0	35.0
				実績	34.2	33.7	33.4	33.2	
	活動指標	電子納付利用率	%	目標	-	-	-	-	
				実績	0.11%	7.84%	6.83%	29.42%	
	単 事 業 あ た り	受益者数(a)		人	-	-	-	-	
		受益者あたり事業費(=C/a)		円	-	-	-	-	

(4-1)事業の評価

事業の評価	事業の方向性	維持(改善)	事業のボリュームは現状規模で維持するものの、手法の改善をするもの				
	事業の達成状況と課題	口座振替利用者率は概ね横ばいで推移しているが、令和5年度より固定資産税、軽自動車税が地方税共通納税の対象となり、電子マネー、クレジット納付等の電子納付が拡大して納税義務者の利便性は全体的に向上した。 このため、市税滞納繰越分調定額は減少傾向にある。	今後の実施内容・今後の改善内容	令和7年度に標準化システムが運用開始となることに併せて、地方税共通納税の対象税目がさらに拡大することから、納税義務者にとっては納付方法の選択肢が一層増加し、利便性が向上することが見込まれる。			
	改善の有無	有		千円	節	細節	細々節
これまでの改善内容	令和5年度より固定資産税と軽自動車税が地方税共通納税の対象となり、納税義務者の利便性が向上した。	事務事業評価額					

(4-2)事業継続の可能性(事業のスクラップ可能性)

		評価項目	評価結果	評価結果を判断した理由
事業分析	妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か(対象を見直すことはできないか)	妥当である	国の方策を考慮しても、行政が一定負担のもと納税義務者の利便性を確保することは必須事項であり、現状が妥当である。
	有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	多くの住民に影響がある	市税の納付方法が納付書納付、口座振替、コンビニ納付に限定されることになり、多数の納税義務者に影響が生じる。
	効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい	地方税共同機構への負担金の仕組み及び利便性向上の方針からすると削減は困難である。
		外部への委託や類似事業との統合により事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	地方税共通納税は全国的に地方税共同機構が運用しており、現状の方式に変更の余地はない。
	公平性	受益者負担は適正か	適正である	市にて市民税と県民税を同時徴収していることに対して県民税徴収事務委託金が交付されるが、愛知県の規定により算定されており、適正なものと判断する。